

平成三年法律第九十四号  
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

**第一条** この法律は、薬物犯罪による薬物犯罪収益等を剥奪すること等により、規制薬物に係る不正行為が行われる主要な要因を国際的な協力の下に除去することの重要性に鑑み、並びに規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図り、及びこれに関する国際約束の適確な実施を確保するため、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）及び覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に定めるもののはか、これらの法律その他の関係法律の特例その他必要な事項を定めるものとする。  
**（定義）**

**第二条** この法律において「規制薬物」とは、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬、大麻取締法に規定する大麻、あへん法に規定するあへん及びしがら並びに覚醒剤取締法に規定する覚醒剤をいう。

この法律において「薬物犯罪」とは、次に掲

5 収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。  
この法律において「薬物犯罪収益等」とは、  
薬物犯罪収益、薬物犯罪収益に由来する財産又  
はこれらの財産とこれらとの財産とが  
混和した財産をいう。

## 第二章 上陸の手続の特例等

### (上陸の手続の特例)

**第三条** 入国審査官は、出入国管理及び難民認定  
法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入  
管法」という。)第五条第一項第六号に掲げるる  
者である疑いのある外国人から入管法第六条第  
二項の申請があつた場合において、法務大臣か  
ら、薬物犯罪の捜査に關し、当該外国人を上陸  
させることが必要であるとの検察官からの通報  
又は司法警察職員(麻薬取締員、麻薬取締員、  
警察官又は海上保安官に限る。次項及び次条第  
一項において同じ。)からの要請があつた旨並  
びに規制薬物の散逸及び当該外国人の逃走を防  
止するための十分な監視体制が確保されてい  
る認められる旨の連絡を受けているときは、入  
管法第九条第一項の規定にかかわらず、入管法  
第五条第一項第六号以外の事項について入管法  
第七条第一項の審査をした上、当該外国人の旅  
券に入管法第九条第一項の上陸許可の証印をす  
ることができる。

4 入国審査官は、前項の規定による審査により、同項に規定する外国人が入管法第五条第一項第六号に該当したと認めるときは、当該外国人についての第一項の規定による上陸許可の証印又は第二項の規定による上陸の許可を取り消すものとする。

(税関手続の特例)

**第四条** 税関長は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条规定（同法第七十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による貨物の検査により、当該検査に係る貨物に規制薬物が隠匿されていることが判明した場合において、薬物犯罪の捜査に関し、当該規制薬物が外国に向けて送り出され、又は本邦に引き取られることが必要である旨の検査官又は司法警察職員からの要請があり、かつ、当該規制薬物の散逸を防止するための十分な監視体制が確保されていると認めるときは、当該要請に応ずるために次に掲げる措置をとることができる。ただし、当該措置をとることが関税法規の目的に照らし相当でないと認められるときは、この限りでない。

一 当該貨物（当該貨物に隠匿されている規制薬物を除く。）について関税法第六十七条の規定により申告されたところに従つて同条の許可を行うこと。

二 その他当該要請に応ずるために必要な措置

(所持に係る部分を除く。) の罪に当たる行為をする。

三 あへん法第五十一条又は第五十二条(所持に係る部分を除く。)の罪に当たる行為をする。

四 覚醒剤取締法第四十一条又は第四十一条の二(所持に係る部分を除く。)の罪に当たる行為をする。

(薬物犯罪収益等隠匿)

第六条 薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事實を仮装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿した者は、十年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。薬物犯罪収益の発生の原因につき事實を仮装した者も、同様とする。

前項の未遂罪は、罰する。

第一項の罪を犯す目的をもつて、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者は又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。)の時に当該契約に係る債務の履行が薬物犯罪収益等によつ

四 十四条の三の罪  
五 覚醒剤取締法第四十一条、第四十一条の二  
又は第四十一条の十一の罪  
六 麻薬及び向精神薬取締法第六十七条若しくは第六十九条の二、大麻取締法第二十四条の四、あへん法第五十三条又は覚醒剤取締法第四十一条の六の罪  
七 麻薬及び向精神薬取締法第六十八条若しくは第六十九条の四、大麻取締法第二十四条の六、あへん法第五十四条の二又は覚醒剤取締法第四十一条の九の罪  
八 この法律において「薬物犯罪収益」とは、薬物犯罪の犯罪行為により得た財産若しくは当該犯罪行為の報酬として得た財産又は前項第七号に掲げる罪に係る資金をいう。  
この法律において「薬物犯罪収益」に由来する財産」とは、薬物犯罪収益の果实として得た財産、薬物犯罪収益の対価として得た財産、これ

第十四条第一項、第十四条の二第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項又は第十六条第一項の申請があつた場合において、法務大臣から、薬物犯罪の捜査に關し、当該外国人を上陸させることが必要であるとの検察官からの通報又は司法警察職員からの要請があつた旨並びに規制薬物の散逸及び当該外国人の逃走を防止するための十分な監視体制が確保されると認められる旨の連絡を受けているときは、入管法第五条第一項第六号以外の事項について審査をした上、当該外国人の上陸を許可することができる。

入国審査官は、法務大臣から、第一項の規定による上陸許可の証印又は前項の規定による上陸の許可を受けている外国人について、引き続き本邦に在留させておくことが適當でないと認める旨の連絡を受けたときは、速やかに、当該外国人の本邦への上陸の時において当該外国人が入管法第五条第一項第六号に該当したか否か

2 前項（第一号を除く。）の規定は、関税法第七十六条第一項ただし書の規定による郵便物中にある信書以外の物の検査により、当該信書以外の物に規制薬物が隠匿されていることが判明した場合について準用する。この場合において、当該規制薬物については、同法第七十四条の規定は、適用しない。

### 第三章 詐則

#### （業として行う不法輸入等）

**第五条** 次に掲げる行為を業とした者（これらの行為と第八条の罪に当たる行為を併せてすることを業とした者を含む。）は、無期又は五年以上の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

一 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二（所持に係る部分を除く。）、第六十五条、第六十六条（所持に係る部分を除く。）、第六十六条の三又は第六十六条の四（所持に係る部分を除く。）の罪に当たる行為をする」と。



(追徴保全命令)  
第二十条 裁判所は、薬物犯罪等に係る被告事件に關し、第十三条の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるとときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができる。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分について、組織的犯罪処罰法第四章の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等

(共助の実施)

第二十一条 薬物犯罪等に当たる行為に係る外国の刑事案件に関して、当該外国から、条約に基づき、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その要請に係る共助をするものとする。

一 共助犯罪(共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下同じ。)について、日本国において確定裁判を経たとき。  
二 共助犯罪に係る事件が日本国裁判所に属するとき、又はその事件について日本国裁判所において確定裁判を経たとき。  
三 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができる財産に当たるものでないとき。

四 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、日本国裁判所によれば共助犯罪について要請に係る追徴の裁

判をし、又は追徴保全をすることができる場合に当たるものでないとき。  
五 没収の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上

権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追従の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することができない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかつたと認められるとき。

六 没収又は追徴のための保全の共助について、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追従のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追従の裁判の確定後の要請である場合を除き、第十九条第一項又は第二十条第一項に規定する理由がないと認められるとき。

(追従とみなす没収)

第二十二条 第十一条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追従する確定裁判とみなす。

2 前項の規定は、第十一条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

(要請国への共助の実施に係る財産等の譲与)  
第二十二条の二 第二十一条に規定する没収又は追従の確定裁判の執行の共助の要請をした外国から、当該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭の譲与の要請があつたときは、その全部又は一部を譲与することができる。

(組織的犯罪処罰法による共助等の例)  
第二十三条 前三条に定めるもののほか、第二十一条の規定による共助及び前条の規定による譲与については、組織的犯罪処罰法第六章の規定による共助及び譲与の例による。

第七章 雜則

(政令等への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定め

る手続並びに前章に規定する国際共助手続について必要な事項(前項に規定する事項を除く。)は、最高裁判所規則で定める。

(経過措置) この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合には、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附 則 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

2 第六条及び第七条の規定は、この法律の施行前にした麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律(平成三年法律第九十三号。以下この項において「法律第九十三号」という。)による改正前の麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法又は覚せい剤取締法の罪に当たる行為(日本国外でした行為であつて日本国内でしたとしたならばこれらの罪に当たるものと含む。)であつて、この法律の施行後にしたとしたならば薬物犯罪に当たるもの(以下この項において「薬物犯罪行為」という。)により得た財産若しくは薬物犯罪行為の報酬として得た財産並びにこの法律の施行前にした法律第九十三号による改正前の麻薬及び向精神薬取締法第六十八条若しくは第六十九条の四、大麻取締法第二十四条の五、あへん法第五十四条の二又は覚せい剤取締法第四十五条の七(同法第四十一条の二第一項第五号及び第六号に係る部分を除く。)の罪に当たる行為(日本国外でした行為であつて日本国内でしたとしたならばこれらのが罪に当たるものと含む。)により提供された資金に關してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、これらの財産及び資金は、薬物犯罪収益とみなす。

(経過措置)  
第一条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の施行の日から施行する。

(大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置)  
第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信託法、外國為替銀行法、自動車損害賠償保障法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小企業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外國証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために適用する。この場合において、第十九条第一項中「この法律」とあるのは「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律による改正法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための

前の麻薬及び向精神薬取締法」と、第二十条第一項中「第十三条」とあるのは「刑法第十九条の二」とする。

4 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪でこの法律の施行後に犯されたとしたならば薬物犯罪に当たるものに係る外国からの共助の要請についても、適用する。

附 則 (平成八年六月二一日法律第九五号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成九年六月二六日法律第一〇号の施行の日から施行する。

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

2 第六条及び第七条の規定は、この法律の施行前にした麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律(平成三年法律第九十三号。以下この項において「法律第九十三号」という。)による改正前の麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法又は覚せい剤取締法の罪に当たる行為(日本国外でした行為であつて日本国内でしたとしたならば薬物犯罪に当たるものと含む。)であつて、この法律の施行後にしたとしたならば薬物犯罪行為に当たるもの(以下この項において「薬物犯罪行為」という。)により得た財産若しくは薬物犯罪行為の報酬として得た財産並びにこの法律の施行前にした法律第九十三号による改正前の麻薬及び向精神薬取締法第六十八条若しくは第六十九条の四、大麻取締法第二十四条の五、あへん法第五十四条の二又は覚せい剤取締法第四十五条の七(同法第四十一条の二第一項第五号及び第六号に係る部分を除く。)の罪に当たる行為(日本国外でした行為であつて日本国内でしたとしたならばこれらのが罪に当たるものと含む。)により提供された資金に關してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、これらの財産及び資金は、薬物犯罪収益とみなす。

(経過措置)  
第一条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の施行の日から施行する。

(大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置)  
第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信託法、外國為替銀行法、自動車損害賠償保障法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小企業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外國証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために適用する。この場合において、第十九条第一項中「この法律」とあるのは「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律による改正法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための

2 関係法律の整備等に關する法律、協同組織金融機関の優先出資に關する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に關する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に關する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等による合併手続の特例等に關する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により大蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法銀行等の事務の簡素化に關する法律、金融機関の信託業務の兼営等に關する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に關する法律、水産業協同組合法、中小企業等の信託業務の兼営等に關する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律、農業協同組合法、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外國為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び易換規制等に關する法律、外國証券業者に關する法律、預金保險法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保險法、銀行法、貸金業の規制等に關する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律、抵当証券業の規制等に關する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制に關する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に關する法律、特定債権等に係る事業の規制に關する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に關する法律、協同組織金融機関の優先出資に關する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に關する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に關する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に關する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に其の規定により大蔵大臣その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

その他の国の機関に對し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

**第三条** この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令と同一の效力をもつて、この法律の施行の際現に効力を有する。

しての效力を有するものとする  
**(罰則に関する経過措置)**

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
**第六条** 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年一二月二日法律第一二二号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第二百一十号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇六号) 拝  
この法律は、特定目的会社による特定資産の流動化に關する法律(平成一〇年三月二十九日法律第一〇六号)の規定によるものとする。

（平成十年法律第二百五号）の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

附則（平成一〇年一〇月一六日法務第  
一三一號）

この法律は、金融再生委員会設置法（平成期）

（一）法律第一百三十号の施行の日から施行す

**過措置**　この法律による改正前の担保附社債信託  
言託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀

傳誦美酒  
勝似金屬酒  
無用美酒  
鉛

行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、地方税法、証券投資法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地殻変動に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に関する不正行為を助长する行為等の防止を図るために規制等に関する法律、協同組織金融機関の麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律(以下「旧担保附社債信託法等」という。)の規定により内閣総理大臣その他の国的情機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他他の处分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法

法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対する申請、届出その他の行為とみなす。

<p><b>第三条</b> この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。</p> <p><b>第四条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)</p> <p><b>第五条</b> 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一一年八月一八日法律第一三六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><b>第九条</b> この法律の施行前にした前条の規定による改正前の国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 则</b> (平成一八年六月二一日法律第八六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 则</b> (平成二三年六月二十四日法律第七四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 则</b> (平成二三年六月二十四日法律第七四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p><b>附 则</b> (平成二六年六月一八日法律第七四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p><b>附 则</b> (平成二六年六月一八日法律第七四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p>

<p><b>附 则</b> (平成二十七年一月一日) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 则</b> (令和元年一二月四日法律第六三三百九号) の項中「及び第六項」の下に 「第十四条の二第四項」を加える改正規定</p> <p><b>附 则</b> (令和元年一二月四日法律第六三三百九号) の項中「及び第六項」の下に 「第十四条の二第四項」を加える改正規定</p> <p><b>附 则</b> (令和五年一二月一三日法律第八四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 则</b> (令和五年一二月一三日法律第八四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 则</b> (令和四年一二月九日法律第九七五百九条の規定) 公布の日</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>附 则</b> (令和四年一二月九日法律第九七五百九条の規定) 公布の日</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
---

<p><b>附 则</b> (令和五年一二月九日法律第八四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>附 则</b> (令和四年一二月九日法律第九七五百九条の規定) 公布の日</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>附 则</b> (令和四年一二月九日法律第九七五百九条の規定) 公布の日</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
--